

(令和6年度当初) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 登米市 (都道府県: 宮城県)

本事業の担当部局名 福祉事務所 子育て支援課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)						
個別事業名	登米市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	13,500,000		円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 第二次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標において「登米市で結婚し子どもを産み育てられる、子育てにやさしいまちづくり」を掲げ、他自治体等との広域的な連携を行いながら、若い世代の出会いの場等の提供に取り組み、結婚相談会や自分磨きセミナーを開催しながら結婚に向けた支援を行っている。 しかし、平成26年に320件あった婚姻届は平成29年が250件、平成30年は245件と年々減少しており、令和元年は246件、令和2年は227件、令和3年は183件、令和4年は180件と減少傾向が続いている。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 引続き、少子化対策連携会議等で施策の調整や事業の連携を密にすることなどにより、事業の相乗効果や効率的な事業運営を図りつつ、妊娠期から出産・子育てまでの伴走型相談支援の実施及び子育て家庭への切れ目のない支援体制づくりを行う。</p> <p>＜本個別事業の位置付け＞ 少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化の影響が大きいと言われることから、経済的な理由が結婚の妨げにならないよう、婚姻に伴う新生活の支援を行い、地域における少子化対策の強化を図るとともに、人口減少対策としての効果も期待して行うもの。</p>						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 令和6年1月1日～同年3月31日に婚姻した世帯については所得要件を設けない ※要件緩和分(本交付金の対象外)については一般財源で負担			
	・年齢要件	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 夫婦の双方又は一方の婚姻日における年齢が49歳以下の世帯 ※要件緩和分(本交付金の対象外)については一般財源で負担			
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 夫婦共に29歳以下の場合、補助上限額を40万円			
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 無							
※(注)3 【その他独自要件】							
<ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦とも市税に未納がないこと</li> <li>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支出した対象経費についても補助対象とする。(一般財源で負担)</li> </ul>							

2. 申請見込

①新規世帯見込	39	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	18	世帯		
	その他	21	世帯		

【世帯数積算根拠】

OR4・R5（一部）事業交付実績を基にR6事業申請見込世帯数を算出

※R5（一部）事業について、R4・R5事業いずれも補助対象となる世帯の一部を、市一般財源を充てR5事業で受け付けた。なお、婚姻対象期間については市独自要件による緩和。そのため、R6事業に係る世帯数の積算については、R4・R5（一部）の補助実績を基礎とする。

【積算内容】

①R6申請見込み世帯＝②R4（国庫補助対象世帯）＋③R4・R5（一部）（※1 国庫補助対象みなし世帯）

※1 国庫補助対象みなし世帯：R4・R5（一部）における市単独補助世帯について、R6国庫補助対象要件と同等の要件に当てはめた場合に国庫補助対象となる世帯

①39世帯＝②13世帯＋③26世帯

※年齢区分については、補助実績のとおり。

・①について：夫婦共に29歳以下 18世帯／夫婦の双方又は一方が30代 21世帯

(参考)

【令和5年度申請状況】

	実施中	
申請世帯数見込	27	世帯
～12月(実績)	16	世帯
1月～3月(見込)	11	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	18	世帯	×	400,000	円	=	7,200,000	円
(その他)	21	世帯	×	300,000	円	=	6,300,000	円
				(継続補助)			0	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

市広報誌及び市ホームページへの掲載、婚姻届用紙配布・受理時(計2回)のチラシ配布(760枚)、各総合支所窓口等でのポスター掲示、登米コミュニティエフエムを活用した広報及び、市公式LINE・Facebookを利用での周知を実施する。

KPI項目	単位	目標値	現状値	
			令和4年度	令和5年度
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	人	2,500	1,054	(令和3年～令和5年)
第二次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標における出生者数(令和3年から令和7年までの出生者数の合計)	組	290	180(令和4年)	
上記目標の達成に向けた重要業績評価指数(令和7年度目標)				
「届出を受けた年間婚姻数」				
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	直近の実績		
合計特殊出生率		1.30(令和元年)		
婚姻件数	件	180(令和4年)		
婚姻率		2.4(令和4年)		
KPI項目	単位	目標値	現状値	
事業内容 番号	項目			
	(アウトプット)			
1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	90	86(令和4年度)
	(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	65	44(令和4年度)
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	70	66(令和4年度)
3	結婚新生活支援事業に関するアンケート(市独自)における「本事業が結婚の後押しになったと感じた世帯の割合」	%	65	—
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	みやぎ結婚支援センター「みやマリ！」におけるAIマッチングシステムの運用と、相談員による支援を組み合わせさせた効果的な結婚支援及び、子どもまんなか月間と連携し、出会いの機会が少ないとされる職種・業種をターゲットとしたイベント等の開催を推進するため、出張登録・相談会や県事業の共催(周知、集客、会場確保、運営補助等)を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	特になし			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
  - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
  - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
  - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。
  - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
  - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
  - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
  - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。